



# 峠のふくろう通信

山下久康税理士事務所

Tel : 03-3441-3041 Fax : 03-5421-7086

## 飛 翔

2005年もまもなく立春を迎えようとしています。

景気もやや回復してきたのか、雇用状況などには改善の兆しが見られるようです。中小企業にもその効果が波及してくれることを期待したいところです。

今年も皆様のお力になれますよう、所員が一丸となって頑張りますので、よろしく願い申し上げます。

### 2005年度税制改正

昨年12月15日に政府与党が今年度の税制改正大綱を決定しました。現在、国会で審議中ですが、私たちの暮らしや中小企業の経営に大きな影響を与えそうな主な項目を次に掲げてみました。



#### A 個人向け

##### 定率減税の縮減

所得税は、06年1月から割引率が10%（現行20%）となります。個人住民税は、06年6月から割引率が7.5%（現行15%）となります。時限的措置として導入されたものであり、導入当時と比べ不良債権処理と経済状況が改善したからとの理由だそうです。

今後の景気動向によっては、実施を見直す等の弾力条項が盛り込まれましたが、果たしてどうなるのでしょうか。

##### 個人住民税の引き上げ

65歳以上の高齢者に認められていた所得割の非課税措置が3年間で段階的に廃止されます。現役世代や収入の少ない世帯との間で不公平が生じているからだそうです。

また、就労期間が1年に満たないフリーターなどの中途退職者に対する住民税の徴収を徹底するため、企業からの給与支払報告書の提出が義務付けられます。

##### 住宅ローン減税の拡充

05年4月以降に取得・入居した住宅で、一定の耐震基準を満たせば、築年数に関係なく税額控除の対象となります。

## B 企業向け

### 債務免除益への課税の軽減

私的整理における企業再生に対しても、一定の要件を満たせば、債務放棄に係る債務免除益を資産評価損と相殺できるようになります。

### 人材投資減税

従業員に対する教育訓練費用について、一定割合が税額控除できます。

## C その他

### タンス株の預入期限の延長

05年3月末で期限が来るタンス株の特定口座への預入が一定の要件の下で09年5月末まで可能となります。

**国民年金の社会保険料控除には、証明書の添付が必要となります。年末調整も同様です。**

今年の税制改正は、ウラ年に当たり中身は小粒です。来年度以降には、大きな改正が控えているようです。今を足場固めのチャンスととらえ、果敢な経営革新で、さらなる飛躍を目指しましょう。



## ご報告

昨年11月に、第7回TKC東京中央会秋期大学を開催し、多くの方々のご協力と、約1,700人ものご参加をいただきまして無事成功したことをご報告するとともに、皆様からのご支援に感謝申し上げます。

H16.11.30 ホテル日航(お台場)

特別講演 稲盛和夫氏 京セラ(株)名誉会長

講演 小田全宏氏



# 今年の確定申告は・・・？

今年も確定申告の時期がやってきました。個人事業者の方はもちろん、給与所得者の方でも不動産所得がある方、医療費控除をする方なども、忘れずに申告してください。

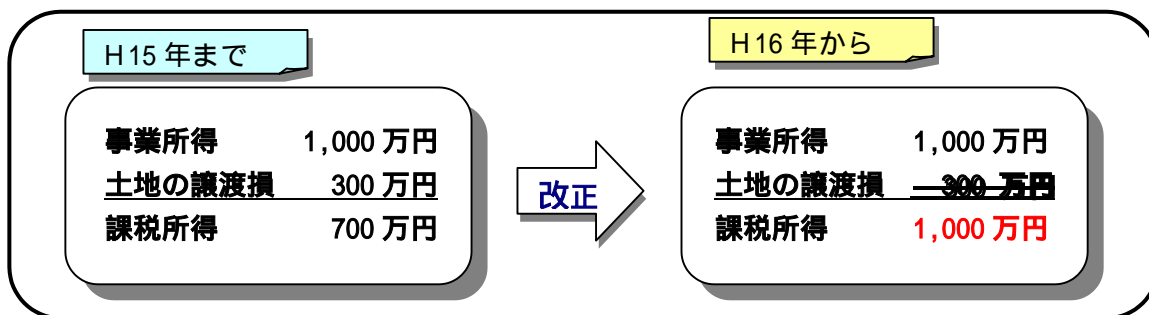
なお、昨年は土地建物の譲渡の取り扱いについて大きな改正がありました。昨年不動産を売却した方、または今年以降に不動産の売却を考えている方は是非参考にしてください。

## 大改正

昨年は誰も想像できなかった改正がありました。土地建物の譲渡が、他の所得とほぼ完全に切り離されることになったのです。

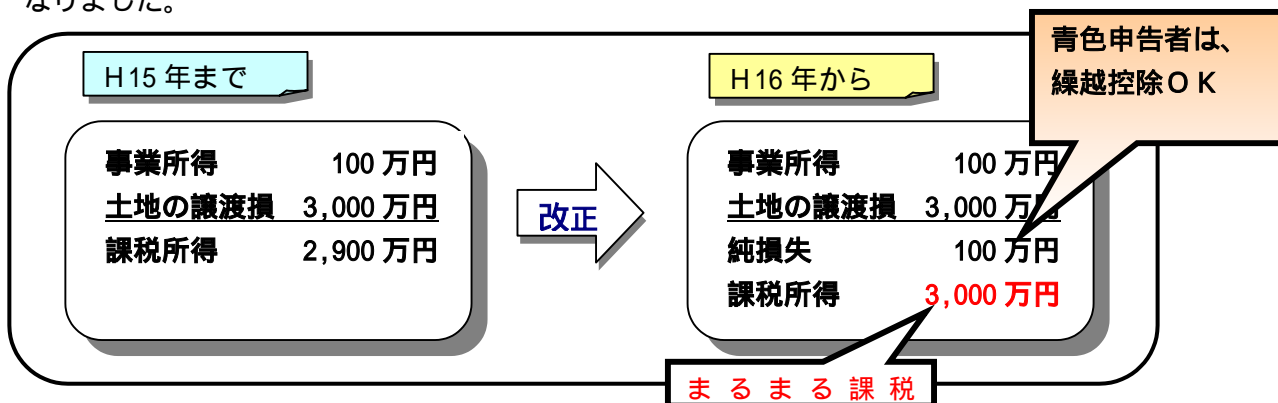


従来は、土地建物の譲渡損失を事業所得や給与所得などと通算することが認められていましたが、昨年の改正により、その通算はできなくなりました。



つまり、含み損がある投資用又は賃貸用の不動産を処分して、他の黒字の所得を減少させるという節税策はもう使えなくなってしまったのです。残念！

これとは逆に、事業所得が赤字で、不動産の譲渡が黒字のケースも通算が認められなくなりました。

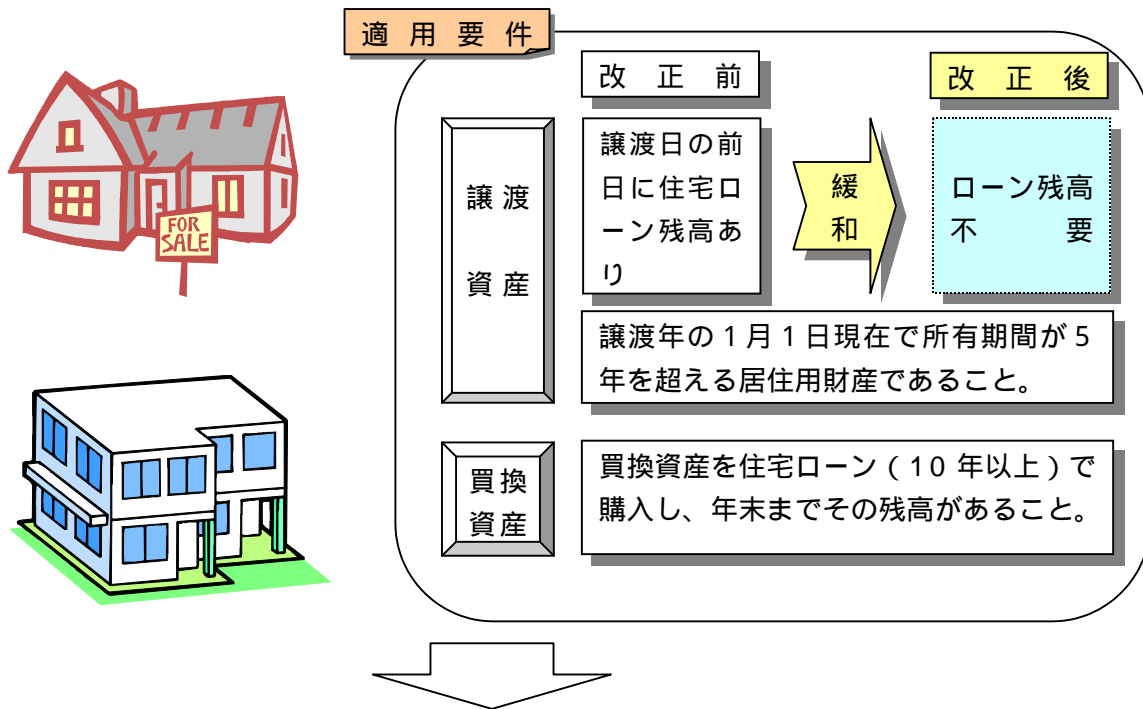


## 居住用不動産の場合

今回の土地建物の譲渡についての改正で一つだけ守られた聖域があります。

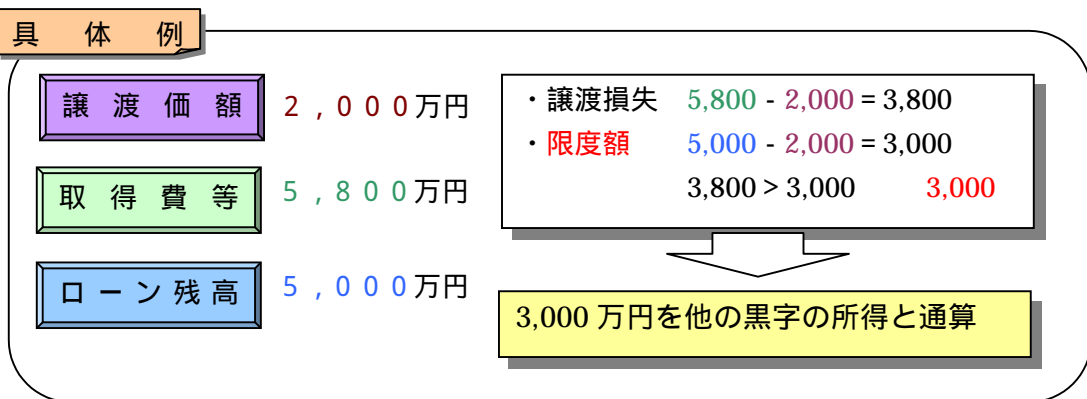
一定の居住用不動産の買換えにより生じた譲渡損失については、従来どおり損益通算、翌年以後3年間の繰越控除が認められ、かつ、住宅ローン控除との併用が可能です。

また、改正により適用要件の一部が緩和されました。



**譲渡損失を他の黒字の所得と通算できる。**

さらに、住宅ローンが残っている一定の住宅を譲渡したが、新たな住宅を購入せずに、実家や賃貸に住んでいる場合でも損益通算できる制度が創設されています。



**税率**

損が出たときの話ばかりしてきましたが、土地建物を売って利益が出た場合の所得税、住民税の税率は、それぞれ引き下げられています。

土地建物の譲渡所得の税率 ( ) 書きは住民税の税率

所有期間	改正前	改正後
5年以下	40% (12%)	30% (9%)
5年超	20% (6%)	15% (5%)



(さとう)

# さあ あなたも e-Tax!

昨春よりスタートした「e-Tax (イタクス)」こと電子申告。これまで紙で提出していた申告書を電子データで提出するもので、当事務所でもこれまで4件のお客様が電子申告を実体験されました!



## 1 まずは税務署に意思表示!

税務署に電子申告をする旨の届出をします。(電子申告等開始届出書を所管の税務署に提出します)

## 2 お客様の番号が決まります!

届出書を提出してから3週間程度で、お客様固有の番号(利用者識別番号)の通知書が国税庁から送られてきます。

## 3 社長は住基カードを取るだけ!

お住まいの区役所の戸籍課で、電子証明書付の住民基本台帳カード(通称住基カード)を取ります。ここで登録する2種類のパスワードを申告の際に使います。必ず控えておいて下さい

注意

このパスワード、5回間違えると住基カードを再度とり直さなくてはなりません。忘れないで!

## 4あとは当事務所にて申告するだけ!

国税システムにアクセスして社長の住基カードの登録を行い、社長と税理士の電子署名が終るとあとは国税庁へデータ送信!  
受信が確認できれば完了(時間にしてほんの10分ほどです)。

残念

地方税の電子申告はまだ一部地域のみ。通常はこれまで通り、紙にサイン・捺印して提出しなければなりません。



当事務所には提案委員や研修委員など様々な委員会があり、全員何らかの委員活動をしています。今年より「電子申告推進委員」なるものも誕生しました。法人税の確定申告だけでなく、個人所得税の確定申告や源泉所得税の納付、各種届出などにも活用していただけるよう検討中です。ご期待下さい! (初代委員長 なかのわたり)



# 再確認！外形標準課税

年も明け、法人事業税について外形標準課税の導入が決まってから最初の決算（17年3月決算より適用開始）が近づいてきました。そこで、今回は外形標準課税の再確認を試みましょう。

## 適用対象となる法人は？

期末の資本金が1億円超の法人が対象となります。



## 適用対象になった場合何が変わるの？

今までの**所得基準**と、新たに「**付加価値**」と「**資本**」を課税標準に加えて事業税が計算されます。したがって、今後は赤字であっても法人事業税の納税額が生じるようになります。

### < 改正前 >

所得基準
税率 9.6%

### < 改正後 >

所得割	付加価値割 税率 0.48%
	資本割 税率 0.2%
税率 7.2%	

### 三つの課税標準

所得割・・・外形標準課税導入前と計算方法に変更はありません。

付加価値割・・・収益分配額の0.48%

資本割・・・期末資本金 + 資本積立金の0.2%

## 付加価値割のポイント

3つの課税標準の中で判断に迷いそうなのが「**付加価値割**」です。以下ではそのポイントを紹介します。

### 収益分配額とは？

収益分配額 = ( 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料 ) ± 単年度損益  
**報酬給与額**

法人税法上損金の額に算入される額となります。(したがって、法人税法上損金不算入となる役員賞与は含まれません。)

通勤手当など所得税において非課税となる金額については報酬給与額には含まれません。(非課税額を超える部分は報酬給与額に含まれます。)

### 純支払利子 (= 支払利子合計 - 受取利子合計)

マイナスの場合はゼロとします。

### 純支払賃借料 (= 支払賃借料合計 - 受取賃借料合計)

マイナスの場合はゼロとします。



原則として、土地及び家屋の賃貸借料が対象になります。

**単年度損益**

欠損の年度はマイナスとなります。(ゼロにはなりません。)

黒字の年度は繰越欠損金の控除をした場合でも欠損金を控除する前の法人事業税の所得となります。

**計上時期(例：いつの給与をいつの事業年度の付加価値割に含めるの?)**

原則として法人税法の所得計算上、損金(益金)に算入される事業年度と一致します。

**決算前の対応**

申告納付の仕組みについては、現行の法人事業税と同じです。ただし、確定申告をする際に、付加価値割を構成する項目については、明細書を作成する必要があります。そのため、現時点においては各項目の集計作業(事務所、事業所ごと)を進めておくことが重要です。(たかはし)

## 青色申告特別控除額が変わります!

平成17年分以後の所得税から、55万円の青色申告特別控除額が65万円に引き上げられるとともに、従来の45万円の控除については廃止されました。これからは簡易な帳簿(領収書と出納帳程度)では10万円の控除しか受けられません。

今年の1月分から総勘定元帳(科目毎に取引内容を記載した帳簿)を作成すれば65万円の控除が受けられますので、まだまだ間に合います。不明な点は是非ご相談ください。(おぬき)

	これまで	17年分以降
複式簿記による帳簿	55万円	65万円
簡易な帳簿のみ	45万円	10万円
上記以外	10万円	

**現金出納帳**

17年 月日	摘要	収入金額	支払金額	差引残高
1 1	前月繰越			100,000
5	現金回収高	350,000		
5	水道光熱費		2,000	448,000

現金出納帳のみ記帳している場合 10万円控除

現金出納帳だけでなく総勘定元帳も記帳すれば  
**65万円控除**

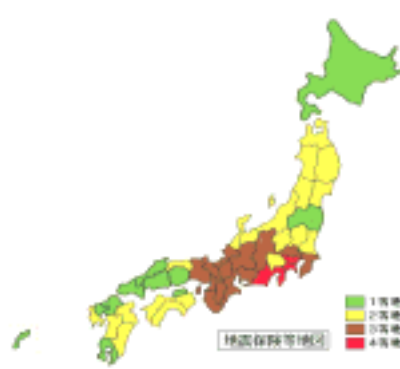
**総勘定元帳**




売掛金					
17年 月日	摘要	借方	貸方	借又貸 又貸	残高
1 1	前月繰越				500,000
5	現金回収高		350,000	貸	150,000

# いざという時の損害保険 今こそ

**災**の一字に象徴された2004年。新潟県中越地震や相次ぐ台風の到来などからその被害に対する「補償」に関心が寄せられているようです。しかし、いつ起きるか分からない地震に対して割高な保険料を払うことを嫌う方も多いでしょう。

地震保険とは、**地震・噴火・津波**を原因とする**火災・損壊・埋没・流出による居住用の建物・家財の損害を補償するもの**で、単体での加入はできません。政府と民間損害保険会社が共同で運営しており、地震リスクの高い都道府県ほど保険料が高くなりますが（右図参照）どの保険会社も保険料は同じです。保険金は、その損害を3区分（全損・半損・一部損）に分類して保険金額（火災保険の保険金の50%を限度）に一定の率を乗じたものが支払われます。



事故の種類		火災保険	住宅総合保険	地震保険
火災 	失火・もらい火			-
	地震による火災	×	×	
水害 	台風による水害	×		×
	地震による津波	×	×	
倒壊 	地震による倒壊	×	×	

この表はどんなリスクをどの保険でカバーできるのかをまとめたものです。例えば、火災保険は火災のみが対象で、地震が原因の火災の場合は補償されませんが、地震保険を付加することでそれをカバーできます。住宅総合保険は補償範囲がもっと広く、台風などの水害などもカバーしますが、もちろんその分保険料は高めに設定されています。

しかし、どんな災害にも備えようとするとならば、それだけ多くの保険に加入せねばならず、保険料負担はどんどん高くなってしまいます。まずは、今ご自身や会社が加入されている損害保険の内容を見直してみてください。置かれている状況は年々変わっているのに、ただ更新していませんか？

万一の時にどの位の補償が必要なのか、そのために損害保険を活用するのか、あるいは貯蓄などで対応するのか、会社やご家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。  
（なかのわたり）



# 試験研究費の税額控除の活用

研究開発の促進は 21 世紀の我が国を支える産業・技術の創出につながることから、試験研究費の税額控除制度が拡充されています。中小企業においても多くの業種で試験研究費の税額控除を活用する機会が広がっています。この制度を有効に利用するため、税額控除の対象となる試験研究費とこれに含まれる人件費の範囲について、チェックポイントを見ていきたいと思ます。



## 税額控除の算式

$$\text{税額控除 (法人税の 20\% が上限)} = \text{試験研究費} \times 15\%$$

試験研究費とは？

試験研究を行うために要する

原材料費

人件費(専門的知識をもって試験研究業務に専ら従事する者だけが対象)

経費

15%の控除割合

中小企業者は、平成 18 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度について 15%。

その後 12%に縮小される予定。

## 試験研究費の範囲

試験研究とは、「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明」をいいます。工学的・自然科学的な基礎研究、応用研究及び開発・工業化等を意味するもので、必ずしも新製品や新技術に限らず、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための試験研究であってもよいと考えられています。



### <チェックポイント1>

以下の点に注意して税額控除の対象となりうる部分を区分する必要があります。

人文・社会科学関係の研究は、試験研究に含まれません。

(例) 単なる製品のデザイン考案費用などを、試験研究費から除きます。

企業会計上の研究開発は、試験研究より範囲が広がっている。

(例) 従来にはないサービスに関する発想を導き出すための調査・探究費用などを、試験研究費から除きます。

## 人件費の範囲

専門的知識をもって試験研究業務に専ら従事する者の人件費だけが試験研究費に含まれます。専ら従事しているか否かの判断にあたっては、その試験研究の目的及び内容並びに執務形態等を勘案することが必要になります。

### <チェックポイント2>

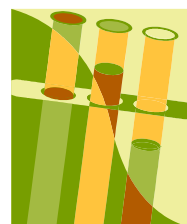
製造業務のかたわらに試験研究業務に従事している専門的知識を有する者は、専ら試験研究業務に従事しているとは言い難く、その人件費は試験研究費に含まれません。

製造業務に従事している場合であっても、その理由が試験研究中の製品や技術の問題点を把握するためであり、試験研究業務の一環として必要不可欠な部分のみ製造業務に従事しているといった状況にあれば、試験研究業務に専ら従事していると認定される余地はあります。

人件費の集計は、税額控除の対象となりうる人を判定した上で、試験研究部門全体ではなく各人別に行う必要があります。

企業における勤務形態の多様化などにより、試験研究業務に従事するあり方も変化し、専ら従事している者かどうかの判断が難しくなっています。試験研究に関する計画書・実施報告書・業務日報などから、試験研究の目的及び内容並びに執務形態等を明確に説明できるように準備し、この制度を有効活用していきましょう。

(すぎやま)



## 給与計算時にご注意ください

### 老年者控除の廃止

平成17年より所得税の「**老年者控除**」が廃止されました。

「**老年者控除**」とは**年齢65歳以上**で一定の要件を満たす方が適用を受けることができる規定であり、該当する方は月々の給与及び賞与の**源泉徴収の際に扶養親族数を1人加えて源泉徴収税額が計算**されていました。

この老年者控除の廃止に伴い、平成17年1月1日以後の源泉徴収の際には上記の計算はしないことになりました。そのため、これまで老年者控除の適用を受けていた人は、給与支給額は下がっていないのに手取りが減ってしまうこととなります。

コンピューターで給与計算を行っている場合は、対応が済んでいるか確認してみたいかがでしょうか？TKCプログラム「PX2」の場合は「社員情報」から個人別に老年者の設定を解除すればOKです。



(たかはし)

ふるさと余話

## 品川良いところ その昔

佐藤 成雄

はじめまして、佐藤成雄（しげお）と申します。前職は、大原簿記学校で税理士試験の所得税法を教え、税理士を目指す方々のお手伝いをしていました。



今回は、私が小学3年生まで暮らしていた品川の青物横丁近辺を紹介します。

青物横丁は、江戸時代から青物市場があり、その名の通り大きな八百屋が軒を並べて、たいそう賑わっていたそうですが、私が子供の頃はそう多くなかったと思います。

青物横丁の商店街で一番のお気に入りだったお店は「キムラヤ」というパン屋さんです。クリームホーンというパンを買ってもらうのが楽しみで、カス

タードクリームが入ったパイ生地のパンは、甘すぎずフワツとしていてとてもおいしかったことを覚えています。最近懐かしくなり妻に頼んで買ってきてもらいましたが、変わらぬ味でした。

あのころはよく外でも遊びました。当時大井埠頭は八潮の団地がまだ建設中で、今のように整備されておらず、埋め立て地ではありますが自然がありました。

夏にはザリガニ釣りをよくやりましたね。虫カゴを持って1日遊ぶと、カゴいっぱいのトンボも捕れました。



秋には運河でハゼ釣りです。早朝から家族で出掛け、引き潮の時にエサとなるゴカイをとります。そのゴカイでハゼを釣り、3時くらいにはバケツいっぱいのハゼが釣れました。



もちろん釣った魚は晩ご飯のおかずとなりました。唐揚げにしてもらい揚げたてを塩でいただきます。素朴な味でした。

今年の正月、妻と娘（まだ0歳7ヶ月）を連れて鮫洲の公園に行きました。あいにく風は弱く凧揚げには適していませんでしたが、昔と変わらぬ広いグラウンドで雲一つない空に揚がった凧を、娘は楽しそうに見上げていました。

生まれ育ったこの場所はいつまでも残っていてほしい、そんな気持ちになりました。

# 本場の肉体改造計画 通販版だ!!

「ん？電気で腹筋が鍛えられてテレビや仕事をしながらでもできてしまう！？最近そんな器具の存在を知ってしまいました！う～ん、こんな商品が欲しかった！」

という記事を書いてから数週間後、その商品をお腹に巻きつけている私の姿がそこにはありました。ベルト型になっている商品で、その名は「ス ンダートーン レックス」。通販番組でも放送されているので知っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

既存商品の短所（ジェルを十分に塗らないとやけどの恐れがある）については、ジェルを塗るのではなく粘着パッドにすることで克服。より安全に使用することが可能になったというのが一番のポイントです。（メーカーの回し者みたいですね。）

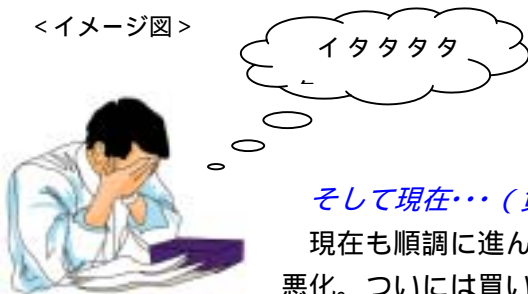


## 購入当初（負荷レベル1～30）

この商品は負荷レベルを1～99まで設定することができるのですが、まずはレベル1からスタート、30に達するまで順調に進行。「おっ！本当に電気が走って筋肉が自動的に収縮している。気持ちいい、超気持ちいいっ！」と流行語が思わず出るほどで、今までにない期待を持たせる商品に出会った、そんな感想を持ちました。

ここで、調子に乗ってしまうのが私の悪いところで「一気に負荷レベルを上げたってどうってことないだろう。」と実行してみると、お腹に思った以上の負荷がかかり、イメージ図にあるような状態に。好調なときほど油断は禁物です。

<イメージ図>



## そして現在・・・（負荷レベル31～85）

現在も順調に進んでいるのですが、粘着パッドの状態が悪化。ついには買い替えを決断するに至りました。購入するためインターネットを見ていると・・・。

「ラテ ル・サイ・ レナー」（足ふみペダルの進化版、従来の上下運動に加え左右にも動かすことができるという商品です。）*太ももの内側、外側、腹筋、わき腹にも働きかけます。ひざや腰への衝撃が和らぎ、動きもスムーズにペダルと連動しています！*

あー、こういうのも待っていたんだ・・・。ということですぐに購入！皆様のお手元にこの新聞が届くころには私の手元にも商品が届いているはず、楽しみです

（通販が生活の一部になっている たかはし）





# 2005年 新年のご挨拶

酉年にちなみ「とり」という言葉を入れてのご挨拶です。赤く色を変えてありますが、この他にも・・・？

創業：「**鶏**口となるも午後となるなかれ」の気概！  
黒字決算：対策は**とり**どり。解決方法はよりどり。  
情熱を奮い立たせて、経営革新！ 山下 久康



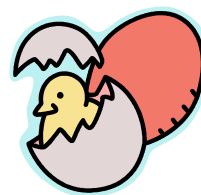
**鳩**と気付くと50代が目の前にありました。体には諸々不具合はありますが、頭をフル回転し知識情報を**とり**こぼすことなく伝えていきたいと思えます。その為に自分の欠点である整理下手・管理下手・教え下手の克服を今年の課題とします。 吉川 定延



仕事面では、わかりやすさを心がけ、健康面では適度な運動とバランスの取れた食事、精神面では、何事にも前向きに**取り**組もう・・・  
**とり**あえず、夜な夜なダンベルを握り締め、健康第一で2005年を乗り切りたいと願っております。 根本 東樹

今年は日本経済が攻めに転ずる年であると言われております。自分自身の**取柄**は何かを思案し、様々な知識を**取り**入れるとともに状況に合わせて**取り**出し活用して行きたいと考えております。 杉山 一紀

今年は「厄年」にあたります。「厄年」は悪いイメージがありますが、「やく」を「躍」にして飛躍の年にしたいと思っています。皆様の事業にとっても飛躍の年となるように様々な問題に**取り**組んでいきます。2005年もよろしく願います。 小貫 隆



この業界に入ったのは平成5年の酉年でした。今年でちょうどひとまわり。仕事と家庭と**両方**を大切に、心と気持ちにゆ**とり**を持って、どんな仕事も前向きにやっていきたいと思えます。 中野渡 佐由里



税をめぐる話は増税色が濃く、減税は小幅。世の中未だ消費の完全復活とまでは至っていないが...そんな中でも娯楽や趣味にかける人々の思いは熱い。DVDやMDの類が増殖している。酉年は 類が出現か?! 山下 くみ子

今年は「なるほど。そういうことですか、わかりました！」という





言葉をより多く聞くことができる1年にしていきたいです。そのために、もっと理解しやすく・わかりやすく伝えられるように知識に磨きをかけていこうと思います。

高橋 太陽

(ちょっと力みすぎて「もうケッコー」と言われないように注意しつつ…)

三十路を迎えそろそろ。ふとりに注意しつつ、仕事、勉強と両立させ税理士資格を取りたいです。

佐藤 成雄



いつも慌しく動き回っている日々…。今年こそ気持ちにゆとりを持ち、その瞬間を大事にし、知識と教養をみがきつつ、健康に留意し、いつも明るく若々しく過ごせたらと思います。

小林 恵美子

私もこんな歳？ 介護とは他人事でしかなかったのに…。細かいものもつえばむ西のように、世の中の流れにとり残されず社会情勢に精通したいです。憧れはスローライフなのですが！

小暮 時子

年男です。いつの間にやら年をとリ、物覚えも悪くなってきました。ひとり者の気楽さからか、ものぐさにも拍車が掛かってきてしまいました。今年失くしたものを取り戻さなくては！

編集長 出牛 礼助



今年もトリを務めます。なかなか、おとなしく暮らせずに、いつも飛翔を試みてバタバタし、周りに迷惑をかける毎日です。皆様にとって、今年が繁栄と安寧の日々でありますことを心よりお祈りしております。

井上 和子

写真：2004年秋 所内旅行（倉敷・神戸にて）